

身延町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 身延町

事 業 名 : 特定地域生活排水事業

策 定 日 : 平成 31 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ～ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成18年度 (経過年数13年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	262.75人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
浄 化 槽 設 置 基 数	111基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	町内の汚水処理事業については、生活排水処理施設整備構想に基づき、経済性、効率性等を重視して、整備が推進されてきた。広域化、共同化、最適化等への取組については、具体的な検討等には至っていない。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	・現行使用料体系は平成29年4月1日に改定。(前回は平成19年4月に改定) ・全下水道事業(公共、特環、農集、小規模、生排)で同一の使用料体系を採用している。 ・基本使用料と従量使用料を併用した体系となっており、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制(累進度1.2)を採用している。						
業務用使用料体系の概要・考え方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用。						
その他の使用料体系の概要・考え方							
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,910	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,082	円
	平成28年度	2,910	円		平成28年度	2,960	円
	平成27年度	2,910	円		平成27年度	2,972	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数 事 業 運 営 組 織	・環境上下水道課下水道担当にて、他の下水道事業と一体的に運営。 ・平成29年度現在の職員8名（公共3名、特環4名、農集1名）
----------------------	---

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	・処理場維持管理等については民間業者に委託。 ・包括的民間委託は未導入。
	イ 指定管理者制度	・未導入
	ウ PPP・PFI	・未導入
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	・特になし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	・特になし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

※特になし

2. 経営の基本方針

【身延町下水道事業 経営の基本方針】

身延町の下水道事業は、5つの事業により、町内の生活環境の向上等に大きな貢献をしてきました。しかしながら、施設の老朽化や人口減少に伴う税収・使用料収入の減少等の様々な課題を抱えています。今後も健全で安全な事業運営を図るために、以下のような基本方針を位置付け、これに基づき各施策に取り組んでいきます。

1. 老朽化対策の推進

■機械・電気設備を中心とする設備の老朽化に備え、持続可能な下水道事業運営を図るため、ストックマネジメント計画の策定等の老朽化対策に積極的に取り組んでいく。

2. 経営の健全化

■下水道事業の経営健全化を図るため、下水道使用料を適正な水準とすることにより経費回収率の向上を図るとともに、一般会計繰入金への過度な依存を解消し、自主性の高い経営を目指す。また、経営状況を的確に把握・分析するために、地方公営企業法を適用し、公営企業会計の導入に着手する。

3. 効率的な汚水処理の位置付け

■下水処理の効率化を図るため、施設の統合、再構築等を検討していく。

4. 各種政策への取り組み

■下水道事業を持続するために、国が打ち出す「PPP/PFI」や「広域化・共同化・最適化」等の施策に積極的に取り組む。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

投資計画については、特に位置付けていない。

② 収支計画のうち財源についての説明

1) 下水道使用料・一般会計繰入金

・下水道使用料単価は平成29年度実績で154円/㎡であり、汚水処理単価333円/㎡に対して経費回収率は46.3%となっているため、使用料を改定し経費回収率を向上させることが、経営健全化のために必要である。今回策定の経営戦略では、利用者の急激な負担増を回避することを考慮した改定率による定期的な使用料改定を行うことを加味しており、段階的に経営の健全度を向上させることを目指す。

・一般会計繰入金は、繰出基準に基づく公費負担分や使用料収入で賄えない汚水処理費への補填等に充てるため、平成29年度には約5,400万円が繰り入れられ、そのうち約3,600万円が基準外繰入金となっている。

・将来的な人口減少や厳しい財政状況等を鑑みると、過度な一般会計への依存は望ましくなく、自立した下水道経営のために、基準外繰入金を中心に、一般会計繰入金の削減に努めることが必要となる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資・財政計画の対象期間における投資以外の経費としては、以下の事項を位置付けている。

1) 維持管理費

・過去の実績等を基に算定しており、年間約780万円で推移する見通しである。

2) 公債費

・今後公債費(元金・利息)は年々減少する見通しであり、平成39年度には約80万円となる見通しである。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	・国や県の動向や周辺自治体の状況も考慮しながら、必要に応じて検討する。
投資の平準化に関する事項	※特に投資は発生しない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	・国や県の指導方針や他自治体の動向等も加味しながら、本町で導入可能な手法の検討を必要に応じ検討する。
その他の取組	・上記以外の取組について、国や県の動向や他都市の状況を踏まえ、必要に応じ検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・下水道事業の経営安定化のためには、使用料収入を適切な水準に設定する必要があり、定期的な使用料の見直しを行う。
資産活用による収入増加の取組について	・資産活用により収入増加の取組について、現時点では採算性が低いため予定していないが、同規模都市等での実施事例等を踏まえ、採算性のある資源活用方法を継続的に調査する。
その他の取組	・上記以外の今後の財源確保に関する取組について、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・国や県の方針や他都市の動向等を踏まえて、PFI等の導入も将来的な選択肢の一つとして、必要に応じて検討する。
職員給与費に関する事項	・定員適正化計画を踏まえつつ、常に必要な職員数を検証し、事業の重要性や業務内容など必要に応じて適切な人員配置を行う。
動力費に関する事項	・運転方法の見直し等による動力費の削減に努める。
薬品費に関する事項	・運転方法の見直し等による薬品費の削減に努める。
修繕費に関する事項	・施設ごとの老朽化状況、ストックマネジメント計画等を踏まえて、適切な時期に修繕を実施する。
委託費に関する事項	・維持管理内容の見直しや新技術の導入等により委託費の削減に努める。
その他の取組	・技術者や企業会計等に精通した人員の確保や職員研修等に積極的に取り組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・各年度決算状況をチェックし、PDCAサイクルによる進捗管理を行う。戦略の更新は5年程度を目途に実施する。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) (決 算)	本年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	8,954	10,244	15,339	10,491	9,942	10,257	10,123	9,466	9,325	9,319	9,314	9,304
		(1) 営 業 収 益 (B)	4,073	4,044	4,080	4,200	4,300	4,100	4,100	4,200	4,100	3,900	4,000	3,900
		ア 料 金 収 入	4,073	4,044	4,080	4,200	4,300	4,100	4,100	4,200	4,100	3,900	4,000	3,900
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	4,881	6,200	11,259	6,291	5,642	6,157	6,023	5,266	5,225	5,419	5,314	5,404
		ア 他 会 計 繰 入 金	4,881	6,200	11,259	6,290	5,641	6,156	6,022	5,265	5,224	5,418	5,313	5,403
		イ そ の 他				1	1	1	1	1	1	1	1	1
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	6,323	9,069	10,763	8,540	12,058	8,499	9,005	8,450	8,421	8,395	8,369	8,338
		(1) 営 業 費 用	5,870	8,652	10,383	8,199	11,741	8,100	8,639	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100
		ア 職 員 給 与 費	2,784	3,246	3,706	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	3,086	5,406	6,677	5,199	8,741	5,100	5,639	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
		(2) 営 業 外 費 用	453	417	380	341	317	399	366	350	321	295	269	238
		ア 支 払 利 息	453	417	380	341	317	399	366	350	321	295	269	238
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
	イ そ の 他													
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		2,631	1,175	4,576	1,951	△ 2,116	1,758	1,118	1,016	904	924	945	966
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,547	1,434	0	299	3,851	550	1,094	611	617	623	629	636
		(1) 地 方 債				99	3,641	0	539	0	0	0	0	0
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	1,547	1,434	0	10	350	355	411	417	423	429	436	
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他			200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	2,573	2,609	2,647	2,250	1,735	2,308	2,212	1,627	1,521	1,547	1,574	1,602
		(1) 建 設 改 良 費				0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	2,573	2,609	2,647	2,250	1,735	2,308	2,212	1,627	1,521	1,547	1,574	1,602
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他													
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 1,026	△ 1,175	△ 2,647	△ 1,951	2,116	△ 1,758	△ 1,118	△ 1,016	△ 904	△ 924	△ 945	△ 966

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,605	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	142	88	114	97	72	95	90	94	94	94	94	94
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	4,073	4,044	4,080	4,200	4,300	4,100	4,100	4,200	4,100	3,900	4,000	3,900
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	4,073	4,044	4,080	4,200	4,300	4,100	4,100	4,200	4,100	3,900	4,000	3,900
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	24,660	22,050	19,403	17,252	19,158	16,850	15,177	13,550	12,029	10,482	8,908	7,306

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収 益 的 収 支 分	4,881	6,200	5,624	6,290	5,641	6,156	6,022	5,265	5,224	5,418	5,313	5,403
うち基準内繰入金	2,972	2,944	3,027	2,391	1,842	2,157	2,023	1,366	1,225	1,219	1,214	1,204
うち基準外繰入金	1,909	3,256	2,597	3,899	3,799	3,999	3,999	3,899	3,999	4,199	4,099	4,199
資 本 的 収 支 分	0	0	0	0	10	350	355	411	417	423	429	436
うち基準内繰入金				0	10	350	355	411	417	423	429	436
うち基準外繰入金				0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4,881	6,200	5,624	6,290	5,651	6,506	6,377	5,676	5,641	5,841	5,742	5,839